

第1号議案 2023年度 活動報告

2023年度の活動と成果は、次のとおりです。

1 「中皮腫を治せる病気にする」ことを含めた石綿救済法の改正要求と

「格差とすきまのない救済」の実現

①石綿健康被害救済基金を治療研究の開発・推進に活用

②療養手当増額、救済給付の遺族年金、一時金の創設

- ・ 2021年6月から法改正に向けた検討チームでの議論を重ね、2022年6月から開催された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（以下、小委員会）に、当会の役員（会長・小菅千恵子、全国事務局・右田孝雄）も委員として議論に参画しました。私たちは「中皮腫を治せる病気」にするため、残高が約800億円にのぼる石綿健康被害救済基金から年間3億円程度を治療研究支援へ活用することを含めて、石綿健康被害救済法1条の改正等による国の支援体制の抜本的な見直しを求めました。また、遺族給付の創設を含め、現行の救済制度の給付水準・給付体系の見直しを含めた抜本的な改正（補償制度の創設）を求めました。これらについては、『中皮腫を治せる病気に！』と『アスベスト被害の新たな補償制度を！』の冊子を作成し、国会議員を含め、私たちの主張をひろく訴えてきました。小委員会では、中皮腫を治せる病気にするための施策の必要性が共有されるとともに、給付水準・体系のあり方については法学系委員から、環境省だけでなく他省庁や国会を巻き込んだ議論の必要性も提起されました。その他、小委員会では補償制度の周知不足や肺がんの認定基準の問題などについて改善を求める提案を行いました。
- ・ 2023年5月9日には、衆議院第一議員会館において約200名参加の「中皮腫を治せる病気へ！アスベスト健康被害の格差とすきまのない補償を求める院内集会」を開催し、中皮腫の治療研究推進や石綿健康被害救済法の改正を厚生労働省や環境省に求めました。翌10日には、院内集会に参加した会員等で国会議員会館の各議員室を訪問し、作成した上記冊子等を用いて私たちの要望等について陳情しました。

- ・ 上記の課題に関して、2023年6月28日に小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」が環境省ホームページに発表されました。同報告書の内容について多くの点で同意できず、報告書が発表された前日の6月27日に開催された第6回委員会でも、当会の小菅が多くの点で修正すべき事項があることを指摘しました。しかし、小委員会においてはその意見が全く検討されず、事務局主導で小委員会が取りまとめた報告書として公開されました。このため、7月4日付で「中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」取りまとめ報告書の撤回と見直しに関する緊急要求および抗議声明」をホームページで公開し、関係者に送付しました。加えて、9月5日には、上記報告書の問題点の指摘と、私たちの要望事項と小委員会報告書の対立点を明らかにした「石綿健康被害救済法の抜本改正に向けて-石綿健康被害救済小委員会報告書カウンターレポート-」を作成し、ホームページ等で公開しました。
- ・ 一方で、小委員会等での議論を通じて、厚生労働省は令和6年度労災疾病臨床研究事業補助金において臨床試験（治験）実施のための研究事業に対して約1億円の助成枠を設けました。厚生労働省は2024年3月22日、「光免疫療法の中皮腫への適応拡大を目指す治験」を採択したことを公表しました。

2 中皮腫等の治療法の研究開発・ケアの充実

- ・ 2023年5月18日、後藤悌医師（国立がん研究センター中央病院呼吸器内科外来医長）監修の「【最新治療への考え方】悪性胸膜中皮腫に対するオプジーボ（一般名：ニボルマブ）とヤーボイ（一般名：イピリムマブ）の併用療法と副作用」をホームページに公開しました。
- ・ 2023年7月に中皮腫サポートキャラバン隊、国立がん研究センター希少がんセンターなどと連携し、「中皮腫啓発月間」の取り組みを実施しました。中皮腫の治療環境などについてセミナーや動画配信を実施しました。

- ・ 2023年10月6日から3回にわたって、織田克利教授（東京大学医学部附属病院ゲノム診療部部長）が監修した記事「がんゲノム医療って何？」をホームページに公開しました。
- ・ 2023年11月11日、中皮腫サポートキャラバン隊と共催し「渋谷サロン編 響け！中皮腫患者の声～中皮腫患者のアンサンブル～」を開催し、中皮腫患者らの講演・対談・交流を実施しました。講演等の内容は、後日、YouTubeチャンネルにおいて公開しました。
- ・ 2023年11月24日、「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫におけるニボルマブ（商品名：オプジーボ）の使用」が厚生労働省において認可されました。これは、同年3月29日に「特定非営利活動法人日本石綿・中皮腫学会」（理事長 関戸好孝）、「特定非営利活動法人中皮腫サポートキャラバン隊」（共同代表 右田孝雄）とともに「厚生労働大臣および環境大臣に対して「腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫におけるニボルマブ（商品名：オプジーボ）の早期承認と「中皮腫を治る病気」にするための治療法確立に向けた支援を求める要望書」を提出した活動が結実したものです。加えて認可にあたっては、腹膜中皮腫で治療をされていた大阪の女性患者さんの要望を受け、中皮腫サポートキャラバン隊等と連携し保険適用を求める署名活動を実施し、2019年に11月25日に胸膜中皮腫患者の舘山亮さん、同・右田孝雄さんらと稲津久厚生労働大臣（当時）に署名とあわせた要望書の提出、小野薬品工業への治験実施を求める要望などを積み重ねてきた経過がありました。
- ・ 2024年3月12日、森本吉恵医師（京都鞍馬口医療センター呼吸器内科）翻訳監修の「超高齢(80歳以上)の切除不能な悪性胸膜中皮腫の患者に対する一次治療としてのニボルマブ・イピリムマブ併用療法の安全性:後方視的単施設研究ケースシリーズ報告」をホームページに公開しました。

3 会員を含む被災者・家族への情報伝達

- ・ ホームページ、LINE、YouTube、メールマガジン、会報を通じて情報の発信に努めました。会報は毎月（8月除く）の発行を行いました。会報・会合などを通じ、情報収集・発信につ

とめました。中皮腫患者の方々の経験談や石綿健康被害救済法改正に向けた取り組み、建設アスベスト訴訟等に関する活動、肺がん患者会の情報を掲載しました。

4 交流と支部活動

- ・ 各支部で「集い」や「交流会」などを開催しました。一部の支部ではオンラインツールを使用して交流等を行いました。
- ・ オンラインによる「遺族サロン」を毎月、開催しました。

5 会議と他団体との交流

- ・ NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊、NPO法人肺がん患者の会ワンステップなどと交流、中皮腫啓発月間などのキャンペーンの取り組みを進めてきました。
- ・ 建設アスベスト訴訟判決後に制度として運用が始まった建設アスベスト給付金などに関して関係者と情報を共有し、会報などを通じて訴訟等への支援を呼びかけました。
- ・ 2023年6月24日に開催した第20回総会で、一般社団法人中皮腫治療推進基金代表理事の中川和彦医師（近畿大学医学部）やNPO法人肺がん患者の会ワンステップ代表の長谷川一男さん、事務局の米澤晴美さんに講演いただきました。

6 相談活動

- ・ 本部および支部世話人、事務局による日常的な相談活動のほか、2023年12月14日と15日に厚生労働省の「石綿労災認定事業場」の公開に合わせてホットラインを実施し、231件の相談を受けました。

第3号議案 2024年度 活動方針（案）

今年度は、次のような活動を行います。

1 「中皮腫を治せる病気にする」ことを含めた石綿救済法の改正要求と

「格差とすきまのない救済」の実現

①中皮腫の治療法確立のための石綿健康被害救済基金の活用を含めた治療研究の開発・推進

②療養手当の増額、救済給付の遺族年金、一時金の創設

その他、労災制度や救済制度等での認定率の向上のための制度周知の実施、中皮腫の救済給付通院費支給、労災給付基礎日額の低額是正、労災時効救済制度の延長、肺がん認定・判定基準の改正、救済給付指定疾病への「石綿肺合併症」の追加、死亡診断書の27年間の保存と人口動態統計調査票の活用による救済拡大・適正化などの課題についても改善を求めていきます。

- ・ 上記課題について、省庁との交渉や国会議員への陳情によって実現を目指します。

2 中皮腫の治療法の研究開発・ケアの充実

- ・ 「中皮腫を治せる病気にする」ための取り組みを進めます。
- ・ 中皮腫治療の推進に向けて、関係省庁に対して研究機関などへの支援強化を求めます。とりわけ、石綿健康被害救済基金の活用を含めて国会議員、関係省庁に強く求めていきます。
- ・ 専門家による講演会等を開催し、情報発信に努めます。

3 会員を含む被災者・家族への情報伝達

- ・ ホームページと会報を充実させ、各支部の紹介・報告・広報を積極的に行います。療養中の方の情報発信・患者交流をさらに図っていきます。

4 交流と支部活動

- ・ 患者と家族・遺族の交流を進めます。定期的に支部活動を行い、会の目的を実行します。

- ・ がん患者支援団体等と連携し、正確かつ積極的な情報発信ができるよう努めます。

5 会議と他団体との交流

- ・ 役員会・役員研修会を開催し、NPO法人中皮腫サポートキャラバン隊、NPO法人肺がん患者の会ワンステップ、一般社団法人中皮腫治療推進基金などと連携して活動を発展させます。

6 相談活動

- ・ 未組織地域での相談活動や年末ホットラインに継続して取り組みます。相談活動の工夫した周知が相談件数の増加と結びついていることは、各種ホットラインの昨年度の経験から明らかです。アスベスト被害者救済に取り組む個人や団体と最大限の協力・連携を図り、切れ目のない相談の継続と報道関係者への周知を徹底していきます。

会員数（4月30日現在）

個人正 561人 個人賛助 123人 団体賛助 11団体